

|| サリーレグループ

# NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[ 5 ]  
2025

2025年5月号のニュースレターをお届けします。  
掲載内容に関してご不明な点等があれば  
当事務所までお問い合わせください。



資本的支出と修繕費について  
中小企業省力化投資補助金について  
群馬県信用保証協会からのご案内 事業者カードローン当座貸越根保証「Gライトカード」  
確定申告が終わればやってくる 春の税務調査シーズン開幕  
令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付金の支給率を変更します  
高年齢雇用継続給付金 支給率早見表  
雇用保険情報（短縮された雇用保険の基本手当を受給できるまで給付制限期間  
令和7年4月1日から51万円に引き上げとなった在職老齢年金の支給停止調整額  
M & A 譲渡し情報

# スタッフアドバイス： 資本的支出と修繕費について

レポート No.  
608653

本レポートは、企業の経営者や経理・財務ご担当の方を対象として、資本的支出と修繕費の区分について紹介しています。

## 1章 支出内容ごとに適正な判断を

適正な税務申告には、固定資産の修繕や改良に要する費用の区分が重要です。実務では「資本的支出」と「修繕費」の明確な区分が難しいケースが多く、特に機能回復を目的としつつ高機能化や耐久性向上が伴う場合は、判断が困難となります。

### 1. 資本的支出と修繕費の定義と区分基準

「資本的支出」は、固定資産の機能のアップグレードや耐久性を増加させる支出で、取得価額に加算し減価償却を通じて費用化されます。「修繕費」は、固定資産の維持管理や原状回復のための費用で、発生した事業年度の損金算入が可能です。

### 2. 判断が難しい事例：蛍光灯のLED化

LED化による節電効果や耐久性向上から、一見「資本的支出」と考えられるかもしれませんが、実務では「照明設備」の消耗品の交換とみなし、全体の価値向上とはせず、「修繕費」として処理することが適切です。

### 3. 修繕費として認められる特例

以下の条件を満たす支出は、修繕費として処理することが認められています。

#### ①定期的な修理

おおむね3年以内の周期で行われる修理や改良

#### ②少額の支出

一回の修理や改良の金額が20万円未満の場合

#### ③判断が困難な場合

資本的支出か修繕費か明確でない場合で、その金額が60万円未満、または資産の前年度末取得価額の約10%以下の場合

### 4. 判例にみる資本的支出と修繕費の判断

賃貸マンションの台所・浴室設備全面取替工事が争点となった国税不服審判所の平成26年4月21日の裁決（平成21年分及び22年分の所得税）では、納税者は居住機能回復の修繕と主張するも、既存設備撤去と新設備設置は修繕を超え、資産価値を高め耐久性を増す資本的支出と判断されました。この裁決は、工事目的が機能回復でも、内容が実質的に資産価値向上なら資本的支出と

なることを示しています。

## 2章 実務における判断と適用事例

### 1. 資本的支出と修繕費の違い

資本的支出：資産の使用可能期間を延長したり、価値を高めたりするための支出であり、修繕費とは区別されます。資本的支出は減価償却資産として扱われ、減価償却の方法により各年分の必要経費として算入されます。

修繕費：資産の通常の維持管理や原状回復を目的とした支出であり、必要経費としてその年の所得から控除できます。

### 2. 資本的支出に該当する具体例

#### ①物理的な付加

建物に避難階段を新設するなど、物理的に新たな部分を追加する場合

#### ②用途変更のための改造

用途変更を目的とした模様替えや改装に直接要した費用

#### ③性能向上のための部品交換

機械の部品を特に品質や性能の高いものに取り替え、その費用が通常の見直し費用を超える部分

### 3. 参考事例

#### ①事例の概要

築17年の賃貸用マンションにおいて、台所と浴室の既存設備を取り壊し、新たにシステムキッチンとユニットバスを設置する工事が行われました。この工事費用が「修繕費」に該当するか、「資本的支出」に該当するかが問題となりました。

#### ②請求人の主張と判断基準

請求人は、工事の目的が居住機能の回復であり、建物の基礎や柱などの主要構造部分には影響を与えていないため、現状維持を目的とした「修繕費」であると主張しました。しかし、支出が修繕費か資本的支出かを判断する際には、支出内容とその効果に基づく実質的な評価が必要とされます。

#### ③判定結果とその理由

本件工事では、既存の設備を全面的に取り壊し、新たなシステムキッチンとユニットバスを設置することで、台所と浴室を新設しました。この新設により、建物の価値が高まり、耐久性も増すと認められたため、工事費用は「資本的支出」に該当すると判断されました。

参考：国税不服審判所／修繕費

<https://www.kfs.go.jp/service/MP/02/0402030000.html>

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度や情報は、あくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的なご検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

簡易で即効性のある  
省力化投資に

# カタログ注文型

補助率  
1/2以下

補助上限額  
最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の  
選択肢が広がり、  
より使いやすくなりました!

補助対象  
(カタログ掲載)  
製品の  
カテゴリ例▶

どんどん追加中!



清掃ロボット



券売機



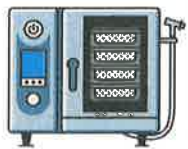
無人搬送車(AGV・AMR)



オートラバラー



5軸制御マシニングセンタ



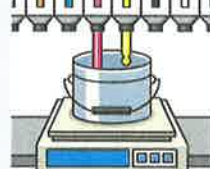
スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から  
製造業まで、  
様々な業種  
向けの製品を  
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が  
さらに活用しやすくなりました!

# 中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な  
設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

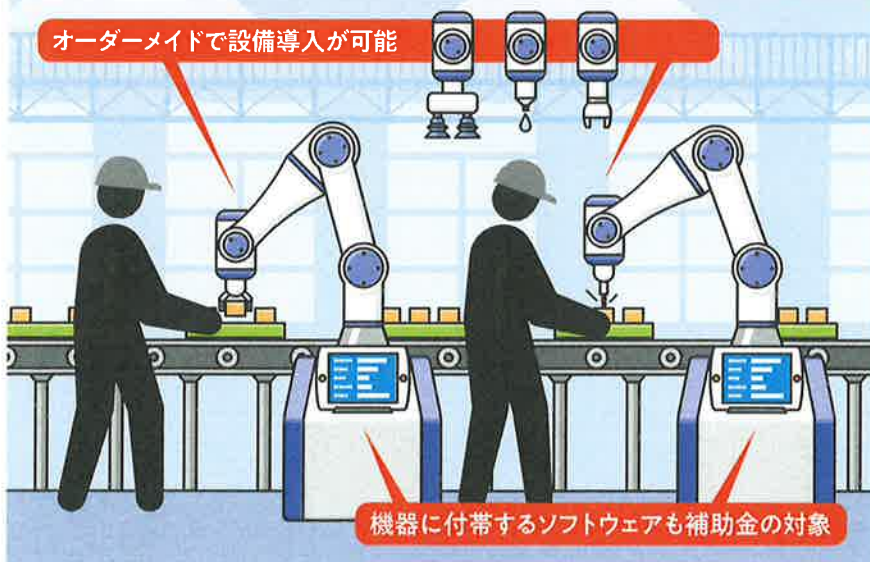
補助率※

中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額

最大1億円

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅貸上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、  
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連  
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
中小機構

# カタログ注文型

随時申請  
受付中

# 一般型

公募回制

## 補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。  
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

## 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

### 補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	1/2 中小企業	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	2/3 小規模・再生	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

### 補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

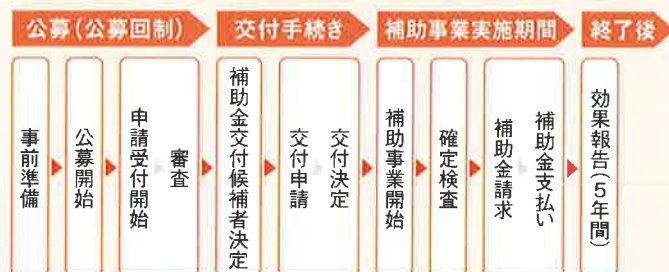
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

### 補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

## 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの  
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ  
注文型

省力化製品に関わる工業会・  
製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録  
サポートセンター

03-6746-1530  
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

事業者カードローン当座貸越根保証「Gライト」

# Gライトカード

群馬県内の中小企業の皆さまを  
応援するため、

平成29年5月1日より、  
群馬県信用保証協会独自の  
保証制度をスタートします。

中小企業の皆さまが、  
いつでもお手軽に  
ご利用いただけるカードローンです。  
皆さまの事業を明るく照らします。

いつでも  
お手軽に

ご利用いただけます！

5百万円まで

保証人は  
代表者のみ

担保不要

お得な  
保証料

# G ライトカード

事業者カードローン当座貸越根保証「Gライト」

対 象 者	群馬県内において事業を営む中小企業・小規模事業者（法人に限ります）									
資 格 要 件	次の①に該当し、②または③のいずれかに該当している企業が対象となります。 ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行なっている。 ②最近2年間の決算において、いずれも利益計上している。 ③直近の決算において、債務超過でない。									
資 金 使 途	事業資金	担 保	原則として不要です。							
極 度 額	5百万円	連 帯 保 証 人	原則代表者以外は徴求いたしません。							
保 証 期 間	1年間又は2年間	貸 付 形 式	当座貸越							
貸 付 利 率	金融機関所定利率									
保 証 料 率	一般保証より 15%低い料率でご利用いただけます。									
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.850%	0.68%	0.51%	0.39%
	会計参与設置等の割引 (0.1%) も併用いただけます。									
	※保証料率区分は、企業の決算書を CRD (中小企業信用リスク情報データベース) のリスク評価システムを活用して決定されます。									
ご 留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用いただけるのは法人のみです (個人事業主はご利用いただけません)。</li> <li>・本制度のご利用は1企業1件となります。</li> <li>・資格要件以外にも、当協会による審査があります。</li> </ul>									

ご不明な点は当協会の本店・各支店までお気軽にお問合せください。



本 店	保証統括部	保証推進課	TEL 027-231-8875	前橋市大手町三丁目 3 番 1 号 群馬県中小企業会館 4・5・6 階
	営 業 部	保証第一課	TEL 027-231-8818	
		保証第二課	TEL 027-231-8819	
高 崎 支 店		保証第一・二課	TEL 027-362-7733	高崎市問屋町二丁目 7 番地 2
桐 生 支 店		保証課	TEL 0277-43-6211	桐生市錦町三丁目 1 番 25 号 桐生商工会議所会館 4 階
太 田 支 店		保証課	TEL 0276-48-8811	太田市新井町 534 番地 12



群馬県信用保証協会

ホームページアドレス <http://gunma-cgc.or.jp/>

確定申告が終わればやってくる

# 春の税務調査シーズン開幕

確定申告期が終わると、いよいよ春の税務調査シーズンがやってくる。4〜6月の「ヨンロク調査」は、秋の調査に比べると徹しにくいともいわれるが、ノルマに迫られた調査官たちの「春の開幕ダッシュ」に決して油断はできない。

税務当局は毎年7月から6月までを「事務年度」として、一般に使われる、4月から3月を指す「年度」と区別している。新事務年度は7月に始まり、あいさつ回りや前任者からの引き継ぎ、調査の下準備を経て9月から年末にかけての「秋の調査シーズン」に突入する。この時期の調査は大きな不正を発見しようとする調査官が意気込むため、秋こそが税務調査の本格シーズンともいわれるゆえんだ。

## ノルマ重視の

その一方で、2月から3月にかけての個人確定申告という、当局にとつての最大のイベントを終えてやってくるのが春の調査シーズンだ。4月から事務年度末である6月にかけて行われるため、通称「ヨンロク調査」とも呼ばれ、各調査官がノルマ達成のために必死でラストスパートをかけてくる時期となる。

ヨンロク調査とは、その名の通り、3月中旬にすでに動き出している。当局と税理士会の申し合わせの内容から、そうした方針は見てとれる。例えば、昨年、福岡国税局と九州北部税理士会が行った協議では、確定申告期間中の税務調査の方針として、確定申告最終日まで「原則として調査を行わない」としたものの、翌日から4月1日については「資料調査課事を除き、原則として調査は行わない」（個人・資産課税関係）、「緊急を要する事案を除いて調査通知を行い、関与税理士の都合を確認した上で調査を行う」（法人課税関係）とさせ、一部の調査はスタートさせる意向を示している。

もちろん、4月以降は、一部の配慮も取り払われ、結果に飢えた調査官たちが、一気に野に放たれることはいうまでもない。確甲中にリスケしていた事案も含め、4月2日からは調査対応に追われる日々が始まるわけだ。

秋の調査と比べて、ヨンロク調査ではどのような点に気を付けるべきか。一般的に税務調査官は秋の調査で税額を、春の調査で件数のノルマを稼ぐといわれ、1件当たりの調査対応に比べて「秋に比べれば楽」と考える向きもある。とはいえ成果を持ち帰りたい調査官による徹し調査が行われることに変わりはない。

油断できるはずもない。実際に調査を受ける際の注意点は、多くの業種に共通するのが「期ズレ」



と「棚卸し」だ。「ネタがなければ期ズレで上げる」（国税OB税理士）というほど、納税者の側に悪意はなかっただとしても、ちよつとした認識の違いが調査官にとっては格好のターゲットに映る。

## 「ヨンロク調査」

また棚卸資産は、法人税の調査では「守るも攻めるも棚卸」といわれるほど頻出する項目だ。脱税をするひとの多くが棚卸資産の改変で行い、一方の調査官は帳簿のミスや課税逃れの尻尾を棚卸資産でつかむ。棚卸資産に関するあらゆる疑問を解決するために、パソコンのデータや手書きのメモなど原始記録をしっかりと残しておくべきだろう。

こうしたヨンロク調査で覚えておきたいのが、相手が残り3カ月に賭けている

ことを逆手に取つての「盤外戦術が存外有効」（前出の国税OB税理士）ということだ。限られた時間で実績を上げるためには、調査はどうしても効率率が第一となる。つまり秋の調査のように「そんな態度だと調査が長引くだけですよ」といった脅しを調査官が使うことはなく、逆に早々に「手打ち」に持ち込むことを向こうも考えざるを得ない。それをうまく利用すれば、納税者側が交渉を有利に運ぶことは十分に可能だ。

ただ盤外戦術を仕掛けるに当たっては、「最近の若手調査官は融通が利かない」（税務調査対応に詳しい税理士）との懸念がある点も注意したい。

複数の税理士からの声によれば、コロナ禍による納税者との接触機会の減少、新人研修のオンライン化などにより、調査官のスキルが低下しているという。調査官のスキルの低下は納税者サイドにとつてはありがたいことのように思えるが、話はその単純でもない。というのも、税務調査が一種の交渉事である以上、両者に共通の理解やゴールがなければ、話が進まないためだ。



## 狙われる「期ズレ」「棚卸し」

春の調査は秋に比べればノルマ消化の意味合いが強いのでは事実は、とはいえ調査の過程で大きな問題が浮上すれば、人事異動後の7月以降に繰り越すことになる。役所内でもしつかりと引き継ぎが行われ、次の事務年度の誰かの実績のためにデータが蓄積されていく、手抜きをせずに対応して、ここぞというときに交渉に持ち込む心構えで臨みたい。



# 令和7年4月1日から 高齢雇用継続給付の支給率を変更します

## 高齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

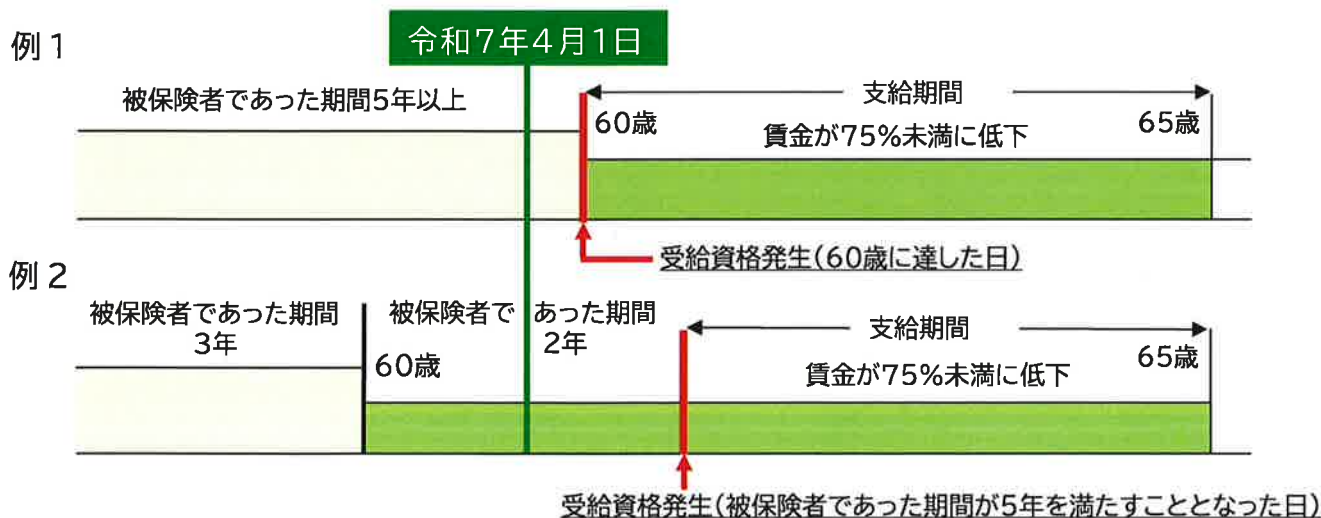
## 令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ( )内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。  
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

## 対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

## 支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

## 申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。


### 高年齢雇用継続給付の内容及び 支給申請手続きについて

被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職の方を対象とする給付金であり、事業主の方を經由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。  
なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。  
※令和7年4月1日以降に60歳となる方は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。



厚生労働省  
都道府県労働局  
公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワークインターネットサービス

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_continue.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html)

# 短縮された雇用保険の基本手当を受給できるまでの給付制限期間

従業員が会社を退職し、収入が得られなくなったときに頼りにするものの一つが、雇用保険の基本手当です。基本手当は、退職理由や退職時の年齢、被保険者であった期間等により、受給できるまでの期間や受給できる額（所定給付日数）に違いが出ます。ここでは、受給できるまでの期間である給付制限期間について確認します。

## 給付制限期間

雇用保険の基本手当を受給するにあたっては、退職理由に関わらず、受給資格が決定した日から7日間の「待期期間」が設けられます。その後、正当な理由がなく自己の都合により退職した人には、給付制限期間として、1～3ヶ月間の基本手当が支給されない期間が設定されます。

この給付制限は、離職日が2020年10月1日以降の人について3ヶ月から2ヶ月に短縮されており、さらに、退職日が2025年4月1日以降の人については1ヶ月に短縮されました。

ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上、正当な理由なく自己の都合により退職し受給資格決定を受けた場合には、給付制限は3ヶ月となります。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇（重責解雇）された場合にも、給付制限は3ヶ月となります。

## 教育訓練受講による解除

2025年4月以降は、リ・スキリングのために

教育訓練等を受けている場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

対象となる教育訓練等とは、2025年4月1日以降に受講を開始したものであり、教育訓練給付金の対象となる教育訓練や、公共職業訓練等の一定範囲内のものに限ります。

退職日以後に教育訓練等を受ける場合には、受講開始日以降、給付制限を受けないほか、退職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合には、給付制限が解除され、待期期間満了後からすぐに基本手当の支給対象となります。なお、退職理由が重責解雇の場合は、この給付制限の解除の対象外となります。

## 解除の手続き

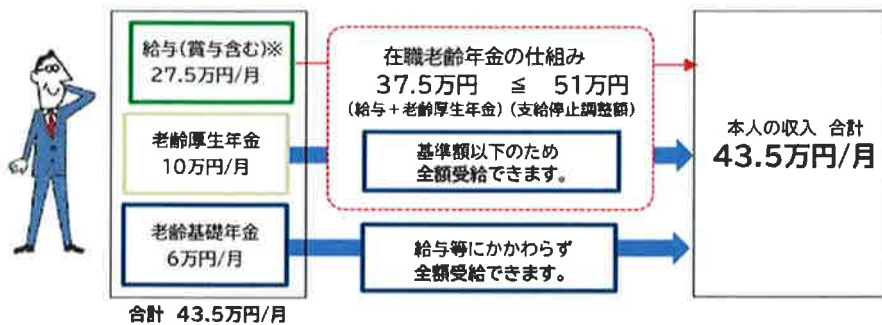
給付制限の解除のためには、受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日（初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日）までに、ハローワークの窓口で申し出る必要があります。

その際、訓練開始日が記載された領収書または訓練実施施設による訓練開始日の証明書といった添付書類の用意が必要となります。

基本手当の受給については、従業員の退職後の対応になるため、本来であれば従業員自身で確認し、対応が必要なことにはなりますが、退職予定者からの質問も多い内容ですので、制度の概要は押さえておきたいものです。

# 令和7年4月から51万円に引き上げとなった 在職老齢年金の支給停止調整額

Aさんの場合：給与24万円（月額）、賞与42万円（年間）、老齢厚生年金10万円（月額）、老齢基礎年金6万円（月額）



Aさんの場合、給与と老齢厚生年金の合計が1月あたり37.5万円で、支給停止調整額の51万円以下であるため、年金を全額受給できます。

※在職老齢年金の計算の対象となる給与には、1月あたりの賞与額（1年間の賞与を12で割った金額）を含みます。また、税金等を控除する前の額で計算されます。

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける60歳以上の人等には、年金の額と給与の額に応じ、年金の全部または一部が支給停止とあることがあります。支給停止となるかや、支給停止となる時の額については、以下の計算式に基づき計算されることになっています。

[在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式(2025年4月以降)]

・基本月額と総報酬月額相当額との合計が51万円以下の場合

全額支給

・基本月額と総報酬月額相当額との合計が51万円を超える場合

基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 51万円) ÷ 2

これらの計算式に用いられている「51万円」とは、支給停止調整額といい、定期的に見直しが行われており、2024年度は50万円だったところ、2025年度に51万円に引き上げられています。必要に応じ、在職老齢年金となっている従業員への案内を行うといった対応を進めるとよいでしょう。

## 🔗 参考リンク

日本年金機構「在職老齢年金の計算方法」

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/roureinenkin/zaishoku/20150401-01.html>

日本年金機構「60歳以降も引き続き勤めます。勤めていても年金は受けられますか。」

<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/seido/rourei/rourei-kousei/zenpan/20140421-09.html>

# M & A 譲渡し情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
<b>NEW</b> 温泉旅館	関東地方	1千700万円	応相談
イベントプロデュース	関東地方	4億円～5億円	応相談
スーパーマーケット	関東地方	20億円	応相談
精神科クリニック	関東地方	3億円～4億円	応相談
建築資材の卸・内装建築工事	関東地方	5億円	応相談
ソフトウェア開発	関東地方	4億円	応相談
日本酒製造・販売業	関東地方	3千万円	応相談
プログラムの開発	関東地方	5億円	応相談
WEBサイト制作	関東地方	1億円	応相談
太陽光発電所	関東地方	5億円	応相談
イベントプロデュース	関東地方	4億円	応相談